

各 位

本店所在地 大阪市中央区道修町 3 丁目 5 番 1 1 号
会社名 株式会社 アクセス
代表者の
役職氏名 代表取締役社長 村上 次 男
(コード番号: 4700)
問い合わせ先 取締役 ~~ス~~ ~~ト~~ ~~ク~~ ~~ホ~~ ~~ウ~~ ~~ブ~~ ~~レ~~ ~~ジ~~ ~~ョ~~ ~~ウ~~ ~~ズ~~ デジタル総務
部長 北 博 之
電話番号 (06) 6208-1600

新株予約権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、本日開催いたしました取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づいて、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 17 年 6 月 29 日開催予定の当社第 11 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

業績向上に対する意欲や士気を一層高め、全社挙げての企業価値を上昇させる努力を喚起し、株主様の利益を図ることを目的とするため、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものです。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 割当の対象者

当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類

当社普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的たる株式の数

合計 300 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (または併合) の比率

また、当社が合併、株式交換、会社分割等を行う場合、目的たる株式の数の調整を必要とするときは、取締役会が適切と判断する目的たる株式の数に変更されるものとする。

(4) 新株予約権の総数

合計 300 個を上限とする。(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 1 株。ただし、上記(3)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(5) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(6) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権の目的たる株式 1 株当たりの払込金額 (以下「払込価額」という。) は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日 (取引が成立しない日を除く。) における株式会社ジャスダ

ック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.03を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額をもって新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が合併、株式交換、会社分割等を行う場合、払込価額の調整を必要とするときは、取締役会が適切と判断する払込価額に変更されるものとする。

(7) 権利行使期間

平成19年7月1日から平成22年6月30日まで

(8) 権利行使の条件

権利を付与された者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社および当社子会社の取締役、監査役、顧問、従業員であることを要する。

ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

その他の権利行使の条件は総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約による。

(9) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が(8)の規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が権利放棄を申し出た場合は、当該新株予約権について無償で消却することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成17年6月29日開催予定の当社第11回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上